

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第34号

令和7年10月26日執行の川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条第1項及び第270条の2第1項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間は、次のとおりとします。

令和7年10月17日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 倉 形 政 宏

1 川崎市川崎区役所内 川崎市川崎区選挙管理委員会事務室

- (1) 所 在 地 川崎市川崎区東田町8番地
- (2) 事務取扱期間 令和7年10月18日から令和7年10月25日まで
- (3) 事務取扱時間 午前8時30分から午後8時まで

2 川崎市川崎区役所大師支所仮庁舎

- (1) 所 在 地 川崎市川崎区台町26番7号
- (2) 事務取扱期間 令和7年10月18日から令和7年10月25日まで
- (3) 事務取扱時間 午前8時30分から午後8時まで

ただし、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第56条の事務は取り扱わない。

3 川崎市川崎区役所田島支所仮庁舎

- (1) 所 在 地 川崎市川崎区田島町20番23号
- (2) 事務取扱期間 令和7年10月18日から令和7年10月25日まで
- (3) 事務取扱時間 午前8時30分から午後8時まで

ただし、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第56条の事務は取り扱わない。